

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

王寺町の人口は1995年の24,574人をピークに2010年まで減少傾向であったが、2015年に行われた国勢調査では増加に転じ、23,025人となっている。

2015年以降の人口は国立社会保障・人口問題研究所によると、今後人口は急速に減少を続け、2040年には16,366人（人口ピークである1995年の約33%の減少）になると推計されている。

2014年に行われた経済センサスによると、本町の事業所数は880社となっており、第1次産業の事業所数は0社（0%）、第2次産業の事業所数は76社（8.6%）、第3次産業の事業所数は804社（91.4%）である。

このうち全体の約91%（800事業所）が中小企業であり、より生産性の高い設備を導入することで経営の安定化を図り、人手不足や後継者不足といった大きな課題への取り組みを支援することが必要である。

(2) 目標

中小企業者の設備投資を促進することで、中小企業の経営の安定化を図り、雇用の増加や地域経済の活性化につなげるため、年間30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする

2 先端設備等の種類

王寺町の産業は、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が王寺町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組みを促すため、町内における全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組みを促すため、町内における全ての事業所等を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③町税の滞納がないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。